

坂出市公害防止条例施行規則 別表第1（第3条関係）

「工場等」

番号	業種
1	畜産農業（年間を通じて最大牛10頭・豚30頭・鶏1,000羽以上飼養するものに限る。）
2	畜産食料品製造業
3	水産食料品製造業
4	野菜かん詰・果実かん詰・農産保存食料品製造業
5	調味料製造業
6	精穀業（原動機の定格出力が3.7キロワット以上のものに限る。）製粉業
7	パン・菓子製造業
8	清涼飲料・酒類製造業
9	飼料・有機質肥料製造業
10	動植物油脂製造業
11	めん類・こんにやく・ふ製造業
12	豆腐・煮豆製造業
13	氷製造業（冷蔵倉庫業を含む。）
14	繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く。）
15	衣服その他繊維製品製造業（同一事業場内で工業用動力ミシン10台以上設置される事業所に限る。）
16	木材・木製品製造業（家具を除く。）
17	家具・装備品製造業
18	パルプ・紙・紙加工品製造業
19	印刷・写真製版・活字製造業（謄写印刷を除く。）
20	化学工業
21	石油製品・石炭製品製造業
22	ゴム製品製造業
23	なめし皮・同製品・毛皮製造業（縫製を要するものにあつては、同一事業場内で工業用動力ミシン10台以上設置される事業所に限る。）
24	よう業・土石製品製造業
25	鉄鋼業（加工を含む。）
26	非鉄金属製造業（加工を含む。）
27	金属製品製造業（メッキ・加工を含む。）
28	機械器具製造業（一般・電気・輸送・精密）
29	合成樹脂製品製造業（加工を含む。）
30	給油業
31	洗たく業（洗たく施設を有するものに限る。）
32	浴場業（特殊浴場業を含む。）
33	カラーフィルム現像業

34	自動車整備業（洗車業を含む。）
35	と畜場
36	卸売市場
37	普通倉庫業（サイロを含み，穀物保管の用に供する倉庫に限る。）
38	<p>事務所・貸事務所・旅館・宿泊所・飲食店・遊技場・店舗・病院（医療法に規定する病院をいう。）で，次の施設を有するもの。</p> <p>1）クーリングタワー（原動機の定格出力が1.4キロワット以上のものに限る。）</p> <p>2）直火炉（液体燃料を使用するもので，バーナーの最大燃焼能力が1時間当たり20リットル以上のものに限る。）</p>